

市町村国民健康保険加入者のみなさまへお知らせです

平成30年4月から、市町村国民健康保険（市町村国保）のしくみが変わります

- 国保制度を維持していくため、県が市町村国保の運営に加わります
- 市町村はこれまでどおり、加入者のみなさまに身近な業務である、資格管理（保険証の交付など）や保険税の賦課・徴収、給付サービス、保健事業などを行います



加入者のみなさまの窓口は

これまでどおり、お住まいの市町村です



各種手続き



保険税

給付サービス



保健事業



くわしくは、裏面の「平成30年4からは、どうなるの？」をご覧ください



大分県内の市町村で協力し、

加入者のみなさまにとっての利便性や、サービスを向上させます

- ✳ 保険証の様式や更新時期を、県内市町村で統一します
- ✳ 70歳以上の方が持っている「高齢受給者証」を、保険証と兼ねる（1枚で済む）ようにします **※平成30年8月から実施**

現在、大分県内の多くの市町村では、
70歳以上の方は、必ず2枚必要



平成30年8月からは
1枚になって便利に!!

NEW!

- ✳ 40歳以上74歳以下の方が受ける特定健診を、お住まいの市町村以外でも、県内の契約医療機関で受診可能にします **※平成30年4月から実施**

変わります



【法律が変わることによる変更点】

大分県内で他の市町村に引っ越した場合、これまでと変わります

変更点	～平成30年3月まで	平成30年4月～
国保の資格	他の市区町村に引っ越すたびに、住んでいた市町村の国保を脱退し、引っ越し先の市町村で改めて国保に加入します (国保の資格が継続しない)	「大分県の国保加入者である」という資格は継続します ※引っ越し前後の市町村で、それぞれ手続きは必要です ※保険証は新しくなります
高額療養費の多数回該当(*)について、該当回数の引継ぎ	他の市区町村に引っ越した場合、該当回数は引き継がれません (回数がリセットされる)	該当回数を引き継がれます ※引き継ぎのための手続きは必要ありません ※世帯構成が変わらないなどの条件があります

(*) 高額療養費の多数回該当とは：医療機関などの窓口で支払う一部負担金が一定の額（限度額）を超えた場合は、申請によりその超えた額が高額療養費として支給されます。さらに、過去12か月間に4回以上、限度額を超えた場合、4回目以降を多数回該当といい、限度額が安くなります。

どうなるの？

平成30年4月からは、どうなるの？

加入者のみなさまにとっては
原則これまでどおりです！

分類	きもん	こたえ
手続き	いま加入しているけど、改めて加入の手続きをしなければならないの？	改めて手続きの必要はありません。
	住所変更などの手続きは、どこに行けばいいの？	これまでどおり、お住まいの市町村窓口で、住所変更や加入、脱退の手続きなどを行ってください。
	保険証は、どうなるの？ (どこから交付されるの？)	いまお持ちの保険証はそのまま使えます。切替えの時は、これまでどおり、お住まいの市町村から交付されます。
給付、保健事業	医療機関を受診する方法はどうなるの？	これまでどおり、保険証を持って受診してください。 医療機関で支払う窓口負担割合（3割、2割、1割）も変わりません。
	療養費や高額療養費などの手続きは、これまでと変わるの？	これまでどおり、お住まいの市町村窓口で、療養費や高額療養費等の給付の手続きを行ってください。
	特定健診などの保健事業は、これまでと変わるの？	これまでどおり、お住まいの市町村が、特定健診や特定保健指導などの保健事業を実施します。 なお、40歳以上74歳以下の方が受ける特定健診は、お住まいの市町村以外でも、県内の契約医療機関で受診できるようになります（平成30年4月から）。 NEW!
保険税	保険税はどうなるの？	これまでどおり、お住まいの市町村が、保険税の決定・賦課を行います。 なお、平成30年度からは、都道府県が医療費水準や所得水準を考慮して、市町村ごとの納付金の額と、標準的な保険税率を示し、そのうえで市町村が税額（率）を決定することとなります。
	納税通知書（納付書）は、どこから送付されるの？	これまでどおり、お住まいの市町村から届きます。
	保険税の納付方法（支払い方法）はどうなるの？	これまでどおり、お住まいの市町村が決めた納期、納付方法（口座振替等）により納付してください。